百々裏話（60）

おもてあきら

〔良基消息詞の尊勝院について〕

前回に考察した良基消息詞、藤若（世阿弥）の美貌と多芸ぶりを讃美した二条良基の書状は、「尊勝院」あてに書かれたものであり、書状の内容からそれが藤若を良基のもとへ同伴して行った人物であることが知られる。

この「尊勝院」について、この文書を紹介された福田秀一氏は、東大寺の尊勝院の院主と見、「東大寺別当次第」（大日本仏教全書の東大寺叢書第一や群書類従に所収）の別掲の記事に基づいて、百三十代の東大寺別当「尊信」であろうかと推測された（『芸能史研究』10号）。また日本大学『語文』23輯（40年3月）の「世阿弥と良基」なる論考で福田説の補完を期されたらしい西一祥氏も、同じく尊信と考え、尊信の祖母と良基の祖父が兄妹（西園寺実兼の子）の間柄であったことを考証し、それが基内で良基と尊信が親密であったのであろうとの推測をも加えている。前回に言及した伊地知鉄男氏の『不知記』についての論文（『国文学研究』35号）も、尊勝院については福田説をそのまま援用しておられる。

しかし、良基消息詞の「尊勝院」を東大寺の尊勝院と考えることには私も賛成であるが（当時は仁和寺にも尊勝院なる院が存続していたらしいが、その知名度と言い、大和猿楽とのつながりといい、東大寺のそれと解すべきであろう）、「尊信」を尊勝院と見るのは明らかに誤解と思われるので、その点を考証しておきたい。

福田氏や西氏が尊信を尊勝院と考えた根拠は、「東大寺別当次第」の左の記事である。

百廿代
権僧正尊信（勧修寺 経顕卿第二子）　唯密　御寺務代尊勝院

応安六年九月十一日日宣（上卿中院大納言 泰行 蔵人右少弁仲光）

右の「御寺務代尊勝院」を、〝御寺務（別当且長官）が尊勝院の代理を勤めた〟と解し、応安六年九月から良基消息詞が書かれた永和年間を経て康暦元年（一三七九。尊信が東大寺別当をやめた年）までは、東大寺別当の尊信が尊勝院でもあったと見なしたのである。しかしここは、福田氏はさすがに慎重を期して「こう読んでよいのであろう」と言われたけれども、そう読んではいけないのであり、〝御寺務（別当）の代理は尊勝院であった〟と解すべき所なのである。そのことは、「東大寺別当次第」を注意深く読んでいけばすぐわかることで、「寺務代公暁法印」（一一四代の項）、「寺務代時宝法印」（一一五代の項）などと、下に僧名がくることからも、「寺務代」が寺務代理の意であることが推測できよう。また、中世の東大寺別当職の性格からも、当然そう読まねばならないのである。興福寺の別当が一乗院・大乗院・喜多院などの門跡・院家の僧から選ばれたのと同様に、東大寺の別当は、東南院・尊勝院・西南院などの寺内の門跡や院家、及び末寺の中で寺格の高い勧修寺・仁和寺・東寺・醍醐寺などの僧から選抜して任じられたが、勧修寺や仁和寺など遠く離れた寺の僧が別当になると、別当はふだんは自己の本寺たる勧修寺なり仁和寺なりに居住し、東大寺には事ある時に顔を出すだけであった。従って、日常の用務を処理するためには別当代理を置く必要があり、ほとんどの場合は尊勝院や東南院など、東大寺内の門跡・院家の僧が選ばれている。それが即ち寺務代であり、尊信の場合も、彼が勧修寺の法親王であったため、尊勝院の院主の僧が寺務代を勤めたわけである。「東大寺別当次第」の寺務代についての記事が、勧修寺・仁和寺などの外部寺院出身の別当の場合にのみ見られるのも、右の事情に基づいている。第一、尊勝院の院主を別の院や他寺出身の別当が兼ねることも有り得ないし、華厳宗の本拠である尊勝院の院主を唯密（真言宗）の尊信が勧

めることも不可能であったに相違ない。

右の如く、別当尊信の代理が尊勝院であって、尊信と尊勝院は別人であるから、良基消息詞の宛名の「尊勝院」は尊信ではあり得ない。では誰かということになるが、『大日本仏教全書』の「東大寺叢書第二」所収の「東大寺尊勝院主次第」の左の記事が、有力な手がかりとなろう。

法眼実暁　二十四代

延元元年七月廿二日補二東大寺別当一

僧正経弁　二十五代

康暦元年補二東大寺別当一…応永三年四月十五日再別当、同九年五月四日還任云々

東大寺別当になった年月のみを記録し、尊勝院主をやめた年または嗣いだ年が書かれておらず、かつ両人ともに経暦の詳細が不明であるため、良基消息詞の書かれた永和年間にどちらが院主であったか明らかでないが、両名のうちであることは確実であろう。二十四代の実暁が『尊卑文脈』に洞院公賢の弟公敏の子として記載されている「法印権大僧都実暁（寺名不記）」と同人であれば、永和頃の興福寺別当だった法雲院実遍の弟にあたり、大和猿楽の藤若と尊勝院のつながりも説明し易い。しかし、尊勝院実暁は延元元年（一三三六）に既に一二四代の東大寺別当に任じられており、洞院家の実暁の兄の実遍が永徳二年（一三八二）七十二歳歿であること（大乗院日記目録）に基づいて計算すると、洞院家の実暁が尊勝院であるとすると、二十五歳以前の若年で東大寺別当になったことになる、有り得ないことではないが、可能性が薄いと言えよう。また、洞院家の実暁であると否とにかかわらず、六代以前に別当を勤めた人物が後輩の寺務の代理をすることは、「東大寺別当次第」にも例が無く、不自然と思われるから、良基消息詞の「尊勝院」は、二十四代の実暁ではないと見るべきではなかろうか。一方二十五代の経弁は、前に述べた尊信の後を承けて康暦元年（一三七九）に一三一代の東大寺別当となり、三度目の別当を応永十四年（一四〇七）まで勤めている。尊信が別当となった応安六年（一三七三）には、尊勝院主としても寺務代としてもふさわしい年頃であったと見なしてよいであろう。まず寺務代を勤め後に寺務（別当）に昇格したものと思われる。

以上の見地から、尊信が東大寺別当であった応安六年から康暦元年までの期間の寺務代であった尊勝院、即ち永和年間の書状に相違ない良基消息詞の宛名の「尊勝院」は、東大寺尊勝院二十五代の院主経弁であったと考えたい。確証はないが、まず間違いあるまい。

なお、東大寺の尊勝院は、東南院と並ぶ有力な門跡で、法華堂（三月堂）・二月堂を管領し、その院主は華厳宗長者を兼ねる定めであった。そうした門跡の当主が京都の貴顕の間に多くの知人を持っていたであろうことは当然の推測であり、良基と経弁の間の具体的な関係を詮索するまでもあるまい。良基消息詞より後ではあるが、至徳二年（一三八五）に二条良基が義満とともに南都に下った時、良基の宿所は東大寺西南院であり、尊勝院にも立ち寄っている（『至徳二年記』）。尊勝院経弁が東大寺別当の時代であった。

それにしても、興福寺付属の大和猿楽四座の中に位置を占めた観世座の藤若が、興福寺の僧ではなくて東大寺尊勝院に伴なわれて良基へ見参している点も興味深い。当時興福寺が一乗院・大乗院両門跡の抗争期で混乱していたことなどの理由から、観阿弥や藤若は東大寺を頼ることが多かったのであろうか。まだ観世座が興福寺と直接つながっていなかったことも想像されよう。

（43・10・31）